

議第59号

三島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部
を改正する条例案

三島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年三島市
条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 複数年度にわたり契約を締結することが商慣習上一般的である契約で、次に

掲げる物品の賃借に係るもの

ア 車両

イ 複写機

ウ 印刷機

エ 電子計算機及びこれに関連する機器

オ 駐車場の設備

カ 電話交換機及び電話機

(2) 年度の初日から常時継続して役務の提供を受ける必要があり、かつ、複数年

度にわたり契約を締結することを要する契約で、次に掲げる業務に係るもの

ア 警備

イ 清掃

ウ 施設の運転管理又は保守

エ 廃棄物の収集、運搬又は処分

オ ソフトウェアの提供

カ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機

（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するサービス

キ 給食の調理及び配送

ク 電話交換

第3条中「3年」を「5年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士